

医療施設耐震診断等支援事業費補助金

1 補助事業名	2 補助対象施設	3 補助基準額	4 補助要件	5 補助対象経費	6 補助率
耐震診断事業	未耐震の医療施設（病院（当該建物の一部が介護医療院である場合を含む。）に限る。）のうち、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する耐震基準で建築された建物	<p>3,670円×面積（1,000㎡以内部分）＋</p> <p>1,570円×面積（1,000㎡を超えて2,000㎡以内部分）＋</p> <p>1,050円×面積（2,000㎡を超える部分）</p> <p>ただし、設計図書の復元、第三者機関（※）の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として加算することができる。</p> <p>※既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。</p>	<p>①「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（平成18年1月国土交通省告示第184号）に基づき実施する耐震診断であること。</p> <p>②四国耐震診断評定委員会等の耐震判定委員会又は知事が認めた団体による評定を受けること。</p>	医療施設の耐震診断に要する経費（耐震診断評定手数料を含む。）	3分の2以内
耐震化設計事業	（1）耐震補強工事 1,000万円	<p>（2）建替工事の場合は、（1）の金額と次に掲げる金額とを比較し少ない方の額とする。</p> <p>補助対象建物（建替前建物）の延床面積×51,200円×13.92%</p>	<p>①耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断された建物であること。</p> <p>②補助対象建物の改修工事又は建替工事を行う場合は、当該設計によること。</p> <p>③四国耐震診断評定委員会等の耐震判定委員会又は知事が認めた団体による評定を受けること。</p> <p>④津波浸水区域内、土砂災害警戒区域内又は指定河川洪水浸水想定区域内で耐震化をしようとする場合は、別表第2（注3）の要件を満たすこと。</p>	医療施設の耐震化のための設計に要する経費（耐震補強設計評定手数料を含む。）	3分の2以内

医療施設耐震化促進事業費補助金

1 補助事業名	2 補助基準額	3 補助要件	4 補助対象経費	5 補助率
耐震化工事事業	<p>（1）耐震化が必要な建物（当該建物の一部に介護医療院が含まれる場合は、その面積を含む。以下同じ。）の延床面積（平方メートル）</p> <p>×51,200円/平方メートル（補助対象限度額）</p> <p>×当該年度出来高率</p> <p>（2）耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合は、（1）にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>耐震化が必要な建物の延床面積（平方メートル）</p> <p>×56,300円/平方メートル（補助対象限度額）</p> <p>×当該年度出来高率</p> <p>（3）免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると知事が認める建築物に係る耐震改修の場合は、（1）にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>耐震化が必要な建物の延床面積（平方メートル）</p> <p>×83,800円/平方メートル（補助対象限度額）</p> <p>×当該年度出来高率</p>	<p>津波浸水区域内、土砂災害警戒区域内又は指定河川洪水浸水想定区域内で耐震化をしようとする場合は、別表第3（注4）の要件を満たすこと。</p>	医療施設の耐震整備に必要な建替え、改築又は耐震補強に要する工事請負費	100分の23以内

(注1) 建替え又は改築の場合は、「耐震化が必要な建物の延床面積」は、工事前の建物の面積とする。

(注2) 「補助対象限度額」は、建築単価が補助対象限度額を下回るときは、当該建築単価とする。

(注3) 高知県医療施設耐震診断等支援事業費補助金交付要綱 別表第2

1 津波浸水区域(※1)内で耐震化を行う場合は、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 浸水深以下のフロアは非木造とすること。

(2) 浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。

(3) 手術室を設ける場合は、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、水密性の高い構造となっており、浸水の影響を受けないと知事が認める場合は除く。

(4) 被害想定に応じ必要な電力を確保することができる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震及び津波の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。

(5) 被害想定に応じ診療に要する水を確保することができる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震及び津波の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。

2 土砂災害警戒区域(※2)内で耐震化を行う場合は、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 非木造とすること。

(2) 崖に面している部分及び1階部分に病床(介護医療院部分含む。)を設置しないこと。

3 指定河川洪水浸水想定区域(※2)内で耐震化を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 浸水深以下のフロアは非木造とすること。

(2) 浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。

(3) 被害想定に応じ必要な電力を確保することができる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、浸水の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。

(4) 被害想定に応じ診療に要する水を確保することができる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、浸水の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。

※1 津波浸水区域、長期浸水区域とは、南海トラフ巨大地震による被害想定(平成25年5月15日公表)で示す浸水区域をいう。

※2 土砂災害警戒区域、指定河川洪水浸水想定区域とは、高知県防災マップで示す区域をいう。

(注4) 高知県医療施設耐震化促進事業費補助金交付要綱 別表第3

1 津波浸水区域(※1)内で耐震化を行う場合は、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 浸水深以下のフロアは非木造とすること。

(2) 浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。

(3) 手術室を設ける場合は、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、水密性の高い構造となっており、浸水の影響を受けないと知事が認める場合を除く。

(4) 被害想定に応じ必要な電力を確保することができる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震や津波の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。

(5) 被害想定に応じ診療に要する水を確保することができる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震や津波の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。

2 土砂災害警戒区域(※2)内で耐震化を行う場合は、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 非木造とすること。

(2) 崖に面している部分及び1階部分に病床(介護医療院部分含む。)を設置しないこと。

3 指定河川洪水浸水想定区域(※2)内で耐震化を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 浸水深以下のフロアは非木造とすること。

(2) 浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。

(3) 被害想定に応じ必要な電力を確保することができる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、浸水の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。

(4) 被害想定に応じ診療に要する水を確保することができる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、浸水の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。

※1 津波浸水区域、長期浸水区域とは、南海トラフ巨大地震による被害想定(平成25年5月15日公表)で示す浸水区域をいう。

※2 土砂災害警戒区域、指定河川洪水浸水想定区域とは、高知県防災マップで示す区域をいう。